

子ども・子育て支援新制度のポイント

事業者の皆さまが、「子ども・子育て支援新制度」を理解する上で、重要となる5つのポイントをまとめました。



1 「施設型給付」「地域型保育給付」を創設します。

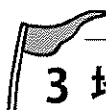
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）を創設します。

※地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応します。



2 認定こども園制度を改善します。

- 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけます。
- 認定こども園への財政措置を「施設型給付」に一本化します。



3 地域の子育て支援を充実します。

- 地域の実情に応じた子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、一時預かり事業などの「地域子ども・子育て支援事業」）を充実します。



4 市町村が実施主体となります。

- 市町村は地域のニーズに基づき幼児期の学校教育・保育・子育て支援の提供について計画を策定し、給付・事業を実施します。
- 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支えます。



5 新たな財源を確保して量の拡充や質の向上を進めます。

- 消費税率の引き上げにより、0.7兆円程度の財源を確保します。

※幼児期の学校教育・保育・子育て支援の質・量の充実に図るため、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の財源確保を目指します。

施設型給付の概要と仕組み

新制度で創設された「施設型給付」の概要と仕組み、
さらに給付対象となる施設・事業の認定区分や、給付内容を紹介します。

■子ども・子育て支援法の仕組み

新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、この2つの給付制度に基づいて、従来バラバラに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みを共通化しています。

施設型給付

認定こども園(4類型)、幼稚園、保育所を対象とした財政支援

認定こども園 0～5歳



幼保連携型※

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

※幼保連携型については、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づける等、制度改善を実施。



幼稚園

3～5歳

※新制度施行前に施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けない旨の申出を市町村に行った私立幼稚園に対しては、私学助成及び就園奨励費補助を継続します。

保育所

0～5歳



※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁します。

地域型保育給付

新たに市町村の認可事業となる次の4つを対象とした財政支援



小規模保育

家庭的保育

居宅訪問型保育

事業所内保育

※いずれも原則 0～2歳



POINT 施設型給付等の支援を受ける子どもの認定区分

「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「小規模保育等」の教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等(施設・事業者が代理受領)が行われます。

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、 給付を受ける施設・事業
教育標準時間(1号)認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第1号]	●教育標準時間*	幼稚園
		認定こども園
保育(2号)認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第2号]	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所
		認定こども園
保育(3号)認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第3号]	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所
		認定こども園
		小規模保育等

*教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となります。

給付の基本構造

子ども・子育て支援新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業に対して、財政支援を保障しています。

■給付の基本構造

- 施設型給付、地域型保育給付の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格※）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担）を控除した額となります。

※公定価格は、子ども一人あたりの教育・保育に通常要する費用を基に算定されており、「認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）」、「保育必要量」、「施設の所在する地域」等を勘案して算定されています。

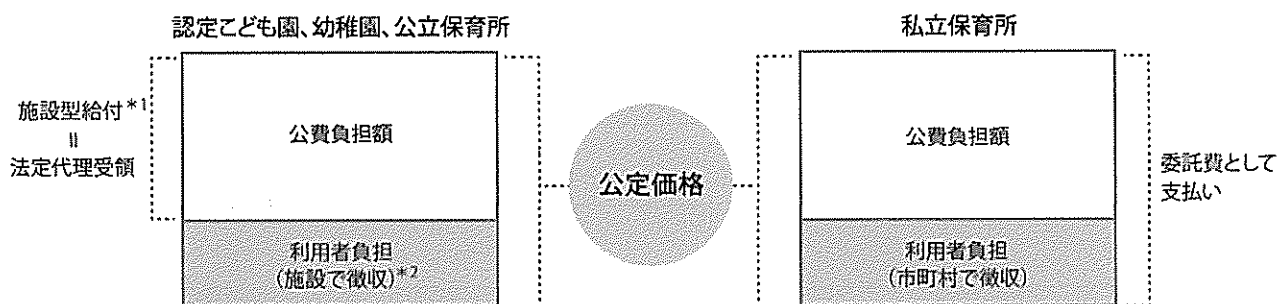
※教育標準時間（1号）認定については、地方単独費用部分を含めた、特定教育・保育に通常要する費用の額としての標準価格となります。

- 給付については、保護者における個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から法定代理受領する仕組みとなります。（利用者負担は施設が利用者から徴収します）。

※私立保育所に対しては、保育所における保育は市町村が実施することとされていることから（児童福祉法第24条）、法定代理受領ではなく、利用者負担を市町村で徴収し、施設型給付と利用者負担を合わせた全額が委託費として支払われます。

- 給付（私立保育所の場合は委託費）は施設・事業を利用する子どもの居住地の市町村から受けることとなります。

公定価格の仕組み（イメージ図）

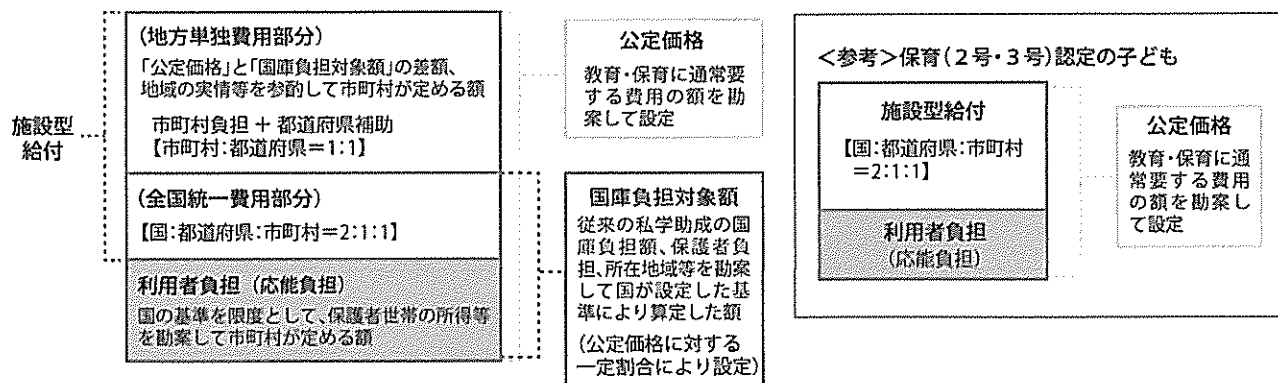


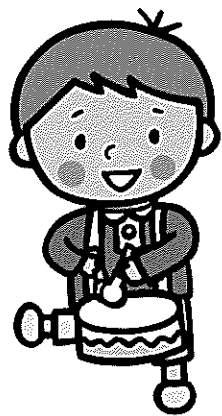
*1 地域型保育給付についても、施設型給付の基本構造と同じです。

*2 公立保育所の場合は市町村へ支払います。

■教育標準時間認定の子どもに係る施設型給付の構造

- 教育標準時間（1号）認定の子どもに係る施設型給付については、私立幼稚園に係る従来の国・地方の費用負担状況などを踏まえ、当分の間、全国統一費用部分と地方単独費用部分を組み合わせて施設型給付として一体的に支給されます。





地域の子育て支援の充実

すべての子育て家庭を対象に、
地域のニーズに応じた
様々な子育て支援を充実します。

利用者支援

- 子育て家庭や妊産婦の困りごと等に合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や支援の紹介などを行います。

※詳細は11ページ

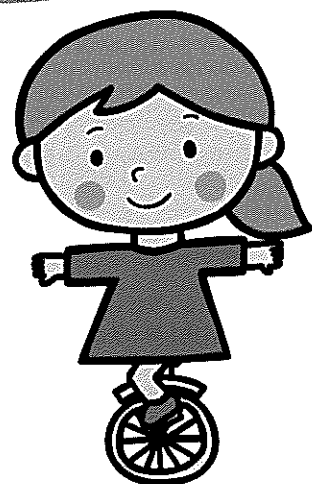
放課後児童クラブ

- 保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）が、放課後に小学校の余裕教室、児童館などで過ごすことができるようにしている取組みです。

※詳細は12ページ

一時預かり

- 急な用事や短期のパートタイム就労のほか、リフレッシュしたい時などに、保育所などの施設や地域子育て支援拠点などで子どもを預かります。
- 幼稚園で在園児を昼過ぎごろまでの教育時間終了後や、土曜日などに預かります。



病児保育

- 病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所などに付設されたスペースで預かります。
- 保育所などの施設によっては、保育中の体調不良児を、保護者の迎えまで安静に預かることもあります。
- 保育中に具合が悪くなった子どもを看護師等が送迎し、病児保育施設において保育するしくみもあります。

平成28年度創設



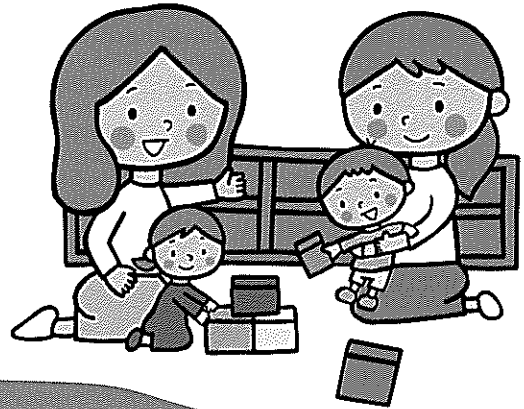
NEW

ファミリー・サポート・センター

- 乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡、調整を行います。

地域子育て支援拠点

- 地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所です。
- 公共施設や保育所など、様々な場所で、行政やNPO法人などが担い手となって行います。



子育て短期支援

- 保護者の出張や冠婚葬祭、病気などにより、子どもの保育ができない場合に、短期間の宿泊で子どもを預かります。
- 平日の夜間などに子どもの保育ができない場合に、一時的に子どもを預かります。

乳児家庭全戸訪問

- 生後4か月までの乳児のいる全てのご家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行います。

養育支援訪問

- 養育支援が特に必要なお家庭を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、ご家庭の適切な養育の実施を確保します。

妊婦健康診査

- 妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。